

『土佐史談』 投稿規定

第一条【投稿原稿の主題】

投稿原稿の主題及び内容は、土佐史談会会則第二条に規定される高知県をフィールドとする歴史・地理・民俗・考古ほか、これに類する分野のテーマをその内容とする。

第二条【論文・史料紹介・歴史余話の字数】

投稿原稿は、未発表の内容で次の字数でまとめる。

「研究論文」

基本二〇〇〇字以内。

縦書き二四字×二行×二段を二頁とし、図版・写真等を含めて基本二〇頁以内に収める。

「資料（史料）紹介」基本一〇〇〇字以内。

縦書き二四字×二行×二段を二頁とし、図版・写真等を含めて基本一〇頁以内に収める。

「歴史余話・史跡紹介・研究ノート」

基本三二〇〇字以内。二段組みにする

か、三段組みにするかは、原稿内容を見て、編集委員会で決定する。二段組みの場合は縦書き二四字×二行×二段で一頁、三段組みの場合は縦書き一五字×二行×三段で一頁とする。図版・写真等を含めて基本五頁以内に収める。

第三条【『土佐史談』の投稿締め切り日並びに発行日】

『土佐史談』は、年3回を基本として発行するものとする。発行日及び投稿締め切り日については、編集委員会と協議し、理事会で決定したうえで、総会並びにホームページで会員に周知する。

第四条【事由がある場合の大幅字数超過論文等の取扱】

第二条に規定する字数超過の投稿原稿は、基本的に受け付けることができない。但し、やむを得ない特別の事由がある場合には、審査を行う編集委員会の期日までに「超過する理由」を文書にて事務局を通して編集委員会に提出し、編集委員会で承認を受ければ審査対象となる。結果、編集委員会の審査で採用となった

場合は分割掲載（最高二回まで）となる。

第五条の一【投稿論文等の審査・投稿原稿採用について】

投稿原稿の採否は、各編集委員が査読し、これを基に編集委員会で相互に協議したうえで、採否を決定する。最終的決定は、編集委員個々の意見ではなく、編集委員会総体としての組織的判断となる。

第五条の二【評価規準】

投稿論文等の選考では、次の①②③を評価規準とする。

- ① 先行研究や文献に裏付けられた論考であるか。
- ② 他者の研究と自論を混同せず、区別されているか。
- ③ 問題提起と結論が一致し、内容が整理されているか。

第六条の一

【不採用通知書の該当者への送付・投稿内容の投稿者への指摘及び問い合わせ】

第五条での協議の結果、不採用の場合のみ、『土佐史談』発行日までにその簡潔な事由を記述した不採用通知書を該当者に郵送する。また、編集委員会の審査の

中で投稿論文等の内容について不備、もしくは不明な点がある場合は、編集委員長の名において不備の指摘、もしくは不明な点についての問い合わせ（電話もしくは文面）を行う。問い合わせの結果、不備の指摘もしくは不明な点が解決されない場合は、採用見送りとする。

第六条の二【投稿に関わる質問及び不採用申山の回答について】

投稿について不明な点があれば、事務局を通して編集委員会に回答を求めることができる。但し、投稿不採用に関わる苦情や不服については、不採用通知書で記載したこと以外の詳細な申山を事細かく回答することとはできない。

第七条【投稿原稿のデータ提出の必須・手書き原稿の早めの提出について】

投稿原稿は、基本的に「ワードデータ」または「太郎データ」で、図版・写真のデータを必ず添付して事務局に提出すること。また、手書きの原稿の場合、締め切り日よりできるだけ早く提出を心がけるこ

と。ぎりぎりに提出になれば対応できない場合があることを承知すること。

第八条【投稿原稿の推敲と「引用・参考文献」「註」等の文末記載について】

投稿原稿は、十分に推敲して投稿し、「引用・参考文献」「註」等を必ず文末に付けること。これにより「自分の考察」と「文献」の区別ができるようにすること。この点が不明確な論文は、初めから不採用とする。

第九条【規定の制定と改廃】

本規定は、編集委員会の決議で起案され、会長の承認で決定する。編集委員会の決議は出席委員の多数決で決定する。なお、賛否が同数の場合は編集委員長がこれを決める。

附則

一 この規定は、令和五年七月十四日より施行する。

二 令和五年九月九日改訂

第二条の「研究論文」「資料（史料）紹介」「歴史余話・史跡紹介・研究ノート」の頁数の前に「基本」

をつける。「歴史余話・史跡紹介・研究ノート」の頁数を「四頁以内」から「五頁以内」に変更する。「第五条」を「第五条の一」とし、「第五条の二」を加える。「第九条」を加える。